



大津市公報

平成 27 年 4 月 30 日
号外 (第 32 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

監査委員告示

- 8 監査結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について..... 1

監査委員告示

大津市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年 4 月30日

大津市監査委員 村 鳶 由 弘
同 重 森 昭 彦
同 佐々木 松 一
同 佐 藤 弘

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

【定期監査】

- 1 監査執行対象機関名 政策調整部市政情報課

監査執行日 平成26年 4 月28日

監査結果報告日 平成27年 3 月31日

監査の結果

適正な文書庫の管理について

本市は約22万冊を超える公文書を保有しており、公文書の適正な管理を行うために、限られた文書庫の整理に努められているところである。文書取扱規程第36条により、文書管理所管課に引き継がれた公文書は文書庫において、その他の公文書については主管課の責任の下で保存すべきものとされ、庁外を含む市有施設において管理されている。

適正な文書庫の管理は、適正な文書管理と両輪を成すものであり、全庁的な保管の現状を把握されるとともに、市全体の文書庫のマネジメントを行う立場として文書庫の適正な管理に努められたい。

なお、文書を庁外施設で保存している場合において当該施設の使用手続がなされていない事例が見受けられた。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

文書管理所管課が全庁的な文書の保管状況を把握するためには、主管課等において文書の保存場所を文書管理システムに登録する必要があります。

そのため、この度の監査結果を受け、改めて平成27年 2 月12日付けで全庁的に文書取扱規程に基づく文書管理システムへの適正な文書登録について確認を依頼し、その改善状況について報告を求めたところであります。加えて、文書保存を庁外施設としている場合において、当該施設の使用の手続がなされていない事例についても、適切な手続を行うよう通知し、周知徹底を図っております。

さらに、必要に応じて主管課等における文書の保存状態等の確認を行うとともに、これまでと同様に文書管理所管課に引き継がれる文書については、文書庫において適正に管理するなど、文書の適正な保管及び保存に努めてまいります。

- 2 監査執行対象機関名 健康保険部保険年金課

監査執行日 平成26年10月31日

監査結果報告日 平成27年 3 月31日

監査の結果

ア 徴収員制度のあり方について

保険料の納付は、口座振替や納付書による自主納付を原則としており、納付窓口についても、コンビニ納付を可能とするなど納付しやすい環境も整えられ、未収金の縮減にも努力されてきている。

徴収員は、訪問徴収による保険料の収納、口座振替の督促、被保険者の資格調査等の業務に従事され

ているところであるが、かねて訪問徴収等のあり方について、検討の必要性を指摘してきた。その後、調査指導業務等に重点を置くことなどの措置が講じられてきているところであるが、滞納保険料に対する徴収の取組など制度のあり方について検討を求めるものである。

イ 督促手数料及び延滞金の徴収について

滞納保険料に係る延滞金徴収の適正化に向けて、現在システムの構築等体制の整備に努められている。今日までの保険料の徴収に当たっては、特段の努力をされているところであるが、督促手数料の徴収漏れが見受けられるなど、延滞金の徴収に当たっても一層の取組が必要と考えられることから、今後とも徴収事務体制の整備に万全を期されたい。

ウ 不当利得金の未収金対策について

国民健康保険の被保険者が、資格喪失後に当該被保険者証を使用して受診したことにより発生する医療費相当額については、当該受診者の不当利得として返還を求めている。

しかしながら、滞納者に対する返還の納付督促については、主として督促及び催告状の発送対応のみで、市外に転出したことにより高額の不当利得金が時効の成立により不納欠損処理されている事例がある。

返還請求に係る事務負担の軽減等を目的として、県内国保等との間で調整制度が導入されたほか、国においても検討されているところであるが、保険料等の未収金等は健全な事業運営を妨げることから、適切な納付指導の徹底を図り、滞納整理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

ア 徴収員は、職員と緊密に連携しながら訪問徴収や納付指導を行うとともに、居所不明者の実態調査、資格適正化等調査指導業務にも重点的に従事しています。

なお、平成27年4月1日から、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の滞納保険料に係る延滞金徴収を開始するに当たり、訪問徴収時などの機会を通じて周知し、延滞金加算前の早期の納入による保険料未納者の増加抑制を図り、保険料未納者へのこれまで以上にきめ細かな対応を行ってまいります。

今後も、徴収員を活用した地道な調査や訪問徴収活動を推進するとともに、より効果的で効率的に滞納保険料の徴収を行えるよう徴収員制度のあり方を含めて平成27年9月末までに検討してまいります。

イ 督促手数料については、市役所及び支所での納付並びに徴収員による訪問徴収の際に、徴収漏れがないよう、研修及び説明会を通じて研鑽を重ね、徴収を徹底し事務の適正化を図っております。

あわせて、延滞金の徴収につきましても、事務が円滑に行えるよう、徴収事務体制について万全を期してまいります。

ウ 国民健康保険資格喪失後の受診に伴う療養給付費等の返還金(不当利得)につきましては、受診者等が津市国保に返還金を返還した後、受診時に加入していた健康保険へ療養費の申請をすることが原則ですが、被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について(平成26年12月5日付け保保発1205第1号厚生労働省保険局保険課長ほか通知)により、過誤払いが生じた医療費について、保険者間で調整する仕組みが平成27年1月1日から導入されました。

今後は、これまでの取組に加えて、この仕組みを活用し、不当利得金の未収金対策を推進してまいります。

3 監査執行対象機関名 健康保険部保健所健康推進課

監査執行日 平成26年10月31日

監査結果報告日 平成27年3月31日

監査の結果

補助事業に係る財源について

地域における保健衛生、健康づくりの担い手となる健康推進員の資質の向上を図ることを目的に健康推進員研修事業に対して補助金が交付されている。

しかしながら、実績報告等の際、当該事業における補助対象経費については検証されているものの、充当財源である当該補助金等の財源については、予算、決算への明示がなされていないことから、財源についても明記するよう指導を行い、適正な補助金の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

研修事業補助金の財源については、予算、決算、実績報告等に財源を明記するよう、平成26年度の実績報告に向けて指導を行いました。

今後は、財源に係る収入伝票の提出を求め、適正な補助金の執行を図るため、適切に指導を行ってまいります。

4 監査執行対象機関名 産業観光部農林水産課

監査執行日 平成26年12月1日

監査結果報告日 平成27年3月31日

監査の結果

指定管理者への委託料支払の遅延について

施設の設置の目的を効果的に達成するため、所管する漁港等の各施設の管理を指定管理者に行わせている。これらの委託料の支払については、契約に基づき、それぞれに請求時期及び支払時期が定められている。しかしながら、一部の契約については、所定の期日から著しい遅延が見受けられたが、受託者からの請求書等の事務処理が不適切で実態の把握が不可能であった。

これらのことから、文書取扱規程等の諸規程に立ち返って適切な事務に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

指定管理者への委託料の支払について、遅延が生じないように、指定管理者への委託料の支払に係る事務処理のフローを課内で共有し、事務の進捗状況を課内で定期的に確認するなど、組織として適正な事務処理に努めてまいります。

5 監査執行対象機関名 産業観光部公設地方卸売市場

監査執行日 平成26年12月1日

監査結果報告日 平成27年3月31日

監査の結果

市場施設使用料について

市場施設使用料については、公設地方卸売市場条例及び市場施設使用料の特例を定める規則において区分毎に月額使用料が定められている。しかし、利用実態に応じて条例所定の使用料区分とは異なる区分により使用許可、使用料算定が行われていることから、条例及び規則の改正を行う等、実態に応じた適正な市場管理が望まれる。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当該施設の施設使用料について、市条例では「建物、機械一式」で月額使用料を定めておりますが、現在は、実際の使用部分に応じた割合で使用料を算定しています。

これは、当該施設については、開設当初、卸売会社が利用することを想定し使用料を定めていましたが、取扱高の減少により施設使用料の負担軽減を望む卸売会社から一部返還の要望があり、その後、仲卸業者から当該施設の利用希望もあり、収入確保を図るために現在のような取扱いを行っているところです。

今後、利用実態に応じた使用料算定となるよう、平成27年6月市議会通常会議に条例の改正議案を提出いたします。また、規則についても、条例の施行時期に合わせて改正をいたします。

6 監査執行対象機関名 都市計画部公園緑地課

監査執行日 平成26年11月14日

監査結果報告日 平成27年3月31日

監査の結果

自動販売機の設置について

庁舎等の行政財産における自動販売機設置については、従来の目的外使用許可から地方自治法第238条の4第2項第4号を適用することにより大幅な増収となってきている。

都市公園については、都市公園法に基づく設置許可であることの違いはあるものの、一部の自治体において、公募による設置許可を行っている事例もあることから、増収を図るための方策について検討課題とされたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

今年度、山口県下関市が全国の中核市(42市)を対象に実施した調査によれば、都市公園内の自動販売機の設置に係る公募の実施状況は8市(未回答6市)となっています。

今後、本市においても他市の実施事例等を参考にしながら、都市公園内の自動販売機の設置のあり方について検討を行ってまいります。現在の設置許可の一部が終了する平成29年度末を目途に、本市においても都市公園内の自動販売機の公募による設置許可について、順次導入を図る方向で検討を行ってまいります。

また、新規の設置許可については、平成28年度中に公募による設置許可の導入を図る方向で検討を行ってまいります。

7 監査執行対象機関名 市民病院事務局医事課

監査執行日 平成26年4月28日

監査結果報告日 平成27年3月31日

監査の結果

未収金への早期対応について

医療費等の未収金については、保険証の確認の徹底、入院患者への納付指導、土日休日退院患者の未収防止等、未然防止に向けた対応に鋭意努力されてきているところである。また、債権管理のための滞納者の居所等の調査や、法的措置に向けた調査等も実施されている。

しかしながら、未収金に至る原因の分析とその対策、保証人への対応、債権者としての権限の行使など考慮すべき必要があると思われる。

今後とも、未収金については、未然防止対策を徹底されるとともに、回収に向けた早期対応に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

医療費等の未収金については、受診時の保険証確認の徹底、入院患者に対する早期の納付指導、土日祝祭日における予定外の退院抑制などを実施することにより、引き続き未収の未然防止に努めるとともに、滞納者の居所等の現況調査を適宜実施し、債権管理の徹底を図ってまいります。

また、再三の催告に応じないなど誠意が認められない滞納者に対して、債権者の権限としての支払督促等の法的措置の実施に向け、内容証明郵便による催告を行いました。応答のない滞納者については、支払督促等の法的措置の手続を平成27年3月末から実施しています。

今後においても、支払誓約書提出時等の面談や未納者に対する電話等の際に詳細かつ具体的な未納理由等の聴取に努め、その原因を分析し、限度額適用認定証及び生活保護制度等の公的制度への案内や法的措置、保証人への対応を積極的に実施するなど未収金の未然防止及び回収対策を実施してまいります。

8 監査執行対象機関名 企業局企業総務部経営経理課、料金収納課

監査執行日 平成26年4月1日から同年12月1日まで

監査結果報告日 平成27年2月9日

監査の結果

水道料金等の未収金管理について

水道料金等については、検針、その後の料金請求、収納等の債権管理及び予算執行等の会計管理に関するシステムの運用に当たっては、料金収納課及び経営経理課において所掌されており、収納時期等その把握時点を異にすることから、未収金の額に差異が生じている。

現在、相違額についての調査が行われているところであるが、早期の解消が望まれる。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

水道料金等の未収金の管理については、従前から毎日、金融機関への入金額とお客様ごとの収納合計額を照合し、月次で金融機関残高証明とも突合しているため、現金の有高に差異がないことは確認しています。

しかしながら、経営経理課と料金収納課では異なるシステムで未収金を管理しているため調定・収納とも集計できる時点が違ふことと、収納額には過誤納金が含まれていることで単純に比較することはできません。そのため、比較する時点を調整し、過誤納金の影響が出ないように修正を加え双方を比較した結果、毎月同額程度の差異があることが判明しました。

その差額については、平成26年度決算整理で修正を行います。水道料金等の未収金については、これからも月次で確認を行い、適切な管理を続けてまいります。

9 監査執行対象機関名 教育委員会事務局生涯学習課

監査執行日 平成26年9月19日

監査結果報告日 平成27年2月27日

監査の結果

補助金の交付について

本市においては、補助金における公平性、透明性を高め、説明責任を果たすため、基本事項を示した大津市補助制度適正化基本方針を策定し、団体運営費補助については、事業費補助への早期移行を図るものとされ、大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金についても、この方針にのっとり、各地区協議会の活動補助金から事業補助金へ見直しをされたところである。

については、多額の決算剰余金を計上している協議会もあることから、補助金の確定に当たっては、補助金額の妥当性、事業の内容、効果を見極めるなど、基本方針の策定の趣旨が生かされ、補助事業が適正に執行されるよう指導されたい。

なお、各団体における活動補助金で、決算の結果生じた決算剰余金は、翌年度に繰り越すべきと思われるが、事業補助金の交付申請では、予算計上をしていない協議会が見受けられた。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

大津市「人権・生涯」学習推進事業補助金については、地域における「人権・生涯」学習の推進を図るため、各地区「人権・生涯」学習推進協議会が行う学習活動等の事業に対し補助金を交付しています。

当該補助金の確定に際しては、今回の指摘の主旨及び上記補助金の目的等を踏まえ、事業報告書、事業収支決算書、成果物、領収書の写し等により、事業の成果、公益性等を慎重に確認し、補助事業の実施結果を審査します。

あわせて、補助金交付申請団体の収支決算書等の提出を求め、補助金額を上回る剰余金を計上している団体については、剰余の理由、使途見込み等について確認し、補助金額の妥当性を審査します。

【随時監査(工事監査)】

1 監査執行対象機関名 総務部人事課

監査の期間 平成26年4月1日から同年12月1日まで

監査結果報告日 平成27年3月31日

監査の結果

地震や異常気象による風水害へのリスク管理の強化について

近年多発する内陸型地震災害や集中豪雨による土砂災害等に備えて、市民の安全、安心な暮らしを守る観点から改めて調査研究を行い、その対応策、実施体制の確立等、リスク管理の強化を図っていく必要がある。

そういったことから、「既存施設の適正かつ継続的な運営管理」という認識の下に、関連技術が継承されるよう、職員の適正な配置を行うことにより、自己研鑽とともに、能力向上を図る施策についても配慮されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

安全安心な市民生活を確保するため、日常はもとより、災害時や緊急対応時の対応を迅速に図るため、専門的かつ豊かな経験を保有する技術職員を必要に応じて集中的に配置し、体制の充実とリスク管理を図ります。

また、常に適正な判断や迅速な対応が求められていることから、ベテラン技術職員の配置は当然のことながら、その技術の継承を図るため、若手の職員の育成を計画的に実施します。

2 監査執行対象機関名 総務部公共施設マネジメント推進室

監査の期間 平成26年4月1日から同年12月1日まで

監査結果報告日 平成27年3月31日

監査の結果

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

平成26年4月22日付けで総務省から各地方公共団体に対して、向こう3年を目途として、公共建築物のみならず、道路、河川、公園、上下水道等のインフラ施設を含む全ての公共施設等を対象とした「公共施設等総合管理計画」の策定要請が行われた。

本市においては、公共施設等の老朽化の実情に鑑み、既に大津市公共施設マネジメント基本方針が策定されている教育施設、環境施設や市民・文化施設等の公共施設に加え、今後、道路、河川、公園及び上下水道等のインフラ施設についても、各部局がその現状と課題について調査・分析の上、本市の「公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、その執行体制の整備を図る等、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理」の推進を図られたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

本市では、既に平成22年度から公共施設(建物)について、あり方の検討を進めており、平成24年6月に「大津市公共施設白書」を公表し、平成26年3月には、「大津市公共施設マネジメント基本方針」の策定を行い、より具体的な検討を進めているところです。

このような中、平成26年4月22日付けで総務大臣(滋賀県知事)から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定要請を受けたため、要請の主旨を踏まえ、既に取組を進める公共施設(建物)にインフラ資産等を加えた計画について、平成28年度策定に向け準備を進めています。

具体的には、現在本市が所有するインフラ等の資産の洗い出しとその管理状況について調査を進めており、今後調査を基に計画の対象とするインフラ等資産の絞り込みを行い、平成27年度から所管部局を交え本格的な計画の作成作業を進める予定です。

公共施設等総合管理計画は、多種多様な本市資産の現状、維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な見込みの算出、今後の計画的な管理方針などをまとめるもので、計画の作成及びその後の取組の推進において、所管部局を含めた推進体制の構築が必要なため、その執行体制についても充実を図っていきたいと考えています。

3 監査執行対象機関名 総務部契約検査課、建設部交通・建設監理課

監査の期間 平成26年4月1日から同年12月1日まで

監査結果報告日 平成27年 3月31日

監査の結果

契約業務の適正化と工事等の執行管理の強化について

建設工事等の契約に伴う不祥事への対応については、職員の倫理意識の高揚を待つことになるが、行政組織としても、内部統制システムを強化することが求められている。さらには、最低制限価格の事前公表等については、健全な競争原理の確保と、入札参加者等の設計見積り能力の向上が阻害されることのないよう検証するとともに、職員の設計積算能力を高め、技術力の維持向上を図ることが肝要であることから、職場内研修や専門技術研修を充実させ、全庁的に「工事等の執行管理の強化」を図られたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(契約検査課)

最低制限価格の事前公表については、本市の公契約に関わる法律違反事件を受けて、入札制度のなご一層の透明性確保と不正防止の徹底を目的として平成26年 6月から試行しています。

入札時には見積内訳書の提出を義務付けており、入札参加者の積算能力の確保に努めています。

また、最低制限価格で落札された工事案件等については、完工後の工事成績等を確認するとともに、平成27年 1月からの電子入札導入後の入札結果も含めて検証してまいります。

(交通・建設監理課)

積算に関する違算防止の方策としては、積算チェックリストを作成することで、積算担当職員、係長及び課長の積算チェック項目及び体制を明確にし、経験豊富な職員の目を通すことで違算の発生や確認漏れを防ぐ管理体制を築いています。

また、職員の設計積算能力の向上については、職場内でのOJTはもちろんのこと、滋賀県建設技術センターの主催で実施されている設計や積算・施工管理などの専門技術研修を利用し、県職員と同等の研修教育を受けることにより、能力の維持向上に努めています。

については、今後も職場内研修や専門技術研修を通じて人材育成に努めてまいります。